

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相良村長 吉松 啓一

市町村名 (市町村コード)	相良村 (435104)
地域名 (地域内農業集落名)	川辺地区 (上川辺、下川辺、松馬場、上園、永江、朝の迫、実、棚葉瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、相良中央部に位置する水田地帯及び中央部に位置する大地に開かれた畑地帯であり、水稻、飼料用稲、葉たばこ、茶、果樹、麦、そば、飼料作物、施設園芸作物、露地野菜等を栽培している。
・畑地帯では1区画が狭小な農地が多く、また農道が狭いため大型機械の導入が困難であるため、生産効率が悪い。
・担い手の減少と高齢化が進んでおり、後継者がいない農家も多いため、今後、中心的な担い手への農地集積を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の基幹品目である水稻、麦、飼料作物などの土地利用型作物及び茶、たばこにおいて、農地の集積・集約化を進める。
・農地の区画化及び道路の拡幅を行うため、基盤整備を進めていく。
・農作業の効率化を図るため、基盤整備及びスマート農業技術の導入に取り組む。
・露地野菜や施設園芸作物をはじめとした高収益作物の導入を進める。
・農作業受託組織の育成に取り組み、組織と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	673.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	669.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地等とし、遊水地等で農地として利用できない農地を除く。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地集積を進めるとともに、基盤整備事業等により、農地の集約化にも取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の貸借や売買に取り組み、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化・汎用化等による農作業の効率化、担い手への農地の集積・集約を実現するため、県営水利施設等整備事業を活用した基盤整備事業及び、県営特定農業用管水路等特別対策事業を活用した用水路等の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、村、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、当地区での営農を希望する新規参入者等に対し、栽培技術の習得や農業機械の導入、農地の斡旋など営農開始に必要な取り組みを総合的に支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化及び農地の集積を図るため、水稻などの防除、麦・そばの刈り取りについては、村内農作業受託組織への受託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②化学肥料の使用量を削減するために、家畜ふん堆肥など地域資源を活用した施肥に取り組む。
- ③ドローン防除をはじめとしたスマート農業技術の導入に取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地の維持管理を図る。
- ⑨地域で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。